

計画作成年度	令和 2 年度
計 画 主 体	宮崎県串間市

串間市鳥獣被害防止計画

策定日 令和 3 年 4 月 1 日

<連絡先>

担 当 部 署 名 宮崎県串間市役所農業振興課

所 在 地 宮崎県串間市大字西方 5550 番地

電 話 番 号 0 9 8 7 - 7 2 - 1 1 1 1

F A X 番 号 0 9 8 7 - 7 2 - 6 7 2 7

メールアドレス nougyoushinkou@city.kushima.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
- 2 被害防止計画の策定に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	サル、イノシシ、シカ、カラス、カワウ
計画期間	令和3年度から令和5年度まで
対象地域	宮崎県串間市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状			
	品目	被害数値		
サル	食用かんしょ	0.13	ha	460 千円
	果樹（柑橘類）	0.30	ha	2,708 千円
	飼料	0.02	ha	5 千円
イノシシ	水稻	1.69	ha	1,223 千円
	食用かんしょ	0.25	ha	911 千円
	スイートコーン	0.03	ha	116 千円
	飼料	0.01	ha	3 千円
シカ	—	—	ha	— 千円
カラス	水稻	0.20	ha	271 千円
	食用かんしょ	0.08	ha	267 千円
	スイートコーン	0.08	ha	348 千円
	ごぼう	0.01	ha	36 千円
	野菜	0.02	ha	373 千円
	飼料	0.16	ha	27 千円
カワウ	—	—	ha	— 千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

サルについては、市南東部にあたる海岸沿いから、山間部にかけてほぼ市内全域に生息していると推測されるが、森林の伐採が進んでいることから、里山のサルが減少したと思われる。このような状況の中、本市の主要作物である食用かんしょ、みかん等の果樹類、飼料作物などの農作物被害が収穫期を前に発生しており、年によって被害の増減があるものの、これまで被害の出なかった地域や住宅地周辺にも出没しており、農作物被害の増加及び人的被害の発生が懸念される。 イノシシについても、食用かんしょ、水稻、スイートコーンなど収穫期前からの被害が市内全域に発生しており、近年では畔や法面の崩落などの農作物被害にならない被害も発生している。被害及び捕獲頭数も増加、山間部にかけてほぼ市内全域に生息し、近年では住宅地周辺にも出没していることから、さらなる農作物等被害の増加及

び人的被害の発生が懸念される。

シカについては、近年本城、市木地区で相次いで目撃情報があるものの、特定できる被害は確認されていない。

カラスについては、水稻を中心に野菜・飼料作物等で被害が確認されており、今後被害の増加が懸念される。

カワウについては、被害の確認は出来ていないが、目撃情報も多く、今後被害が発生する恐れがある。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和元年度）		目標値（令和5年度）（30%削減）	
サル	0.45 ha	3,173 千円	0.32 ha	2,221 千円
イノシシ	1.98 ha	2,253 千円	1.39 ha	1,577 千円
シカ	—	—	—	—
カラス	0.55 ha	1,322 千円	0.39 ha	925 千円
カワウ	—	—	—	—

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	串間市有害鳥獣対策協議会の中で、サルについては野生猿特別捕獲班を、その他有害鳥獣については有害鳥獣捕獲班による捕獲を実施した。集落周辺部ではわなによる捕獲を、農地周辺部や山間地においては、猟銃や大型囲いわなによる捕獲、また追い払い等を実施してきた。また、市広報誌・HPを活用し、「被害防止対策」に関する周知に努めた。	有害鳥獣捕獲班及び野生猿特別捕獲班のいずれも、他産業従事者が多く、平日の被害発生時において迅速な捕獲対応が難しい状況にある。また、狩猟免許の有資格者の減少、捕獲班員の高齢化により、捕獲体制の維持が難しくなっており、新たな担い手確保・育成の取組が急務である。
防護柵の設置等に関する取組	耕作地及びその周辺においては、耕作者自らが複合柵や電気柵を設置するとともに、集落単位で宮崎県南那珂農林振興局職員を講師として招き、適正な複合柵や電気柵の設置方法などの研修会を実施してきた。	研修会を通して地域ぐるみによる被害対策を推奨してきたことで効果的な複合柵や電気柵の設置方法が浸透してきている。しかしながら、今後も集落単位での研修会や営農指導を勧めていく必要がある。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3か年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止策の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

鳥獣被害防止対策等の専門的知識を有する鳥獣被害対策マイスター（以下、「マイスター」）の育成を図る。また、被害を未然に防止するための取り組みとして、集落一体となった追払い活動（爆音機によるものを除く）、自主的な日常の農作物等の管理、餌付けの禁止、マイスター並びに鳥獣被害対策実施隊の指導による適切な防護柵の設置など推進する。これにより、有害鳥獣を寄せ付けない集落づくりを目指すとともに、加害個体については追払い・捕獲を実施する。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

串間市有害鳥獣対策協議会が編成し、サルについては、野生猿特別捕獲班、その他有害鳥獣については有害鳥獣捕獲班が銃器及びわなによる捕獲を実施する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進するうえで、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度 ～ 令和5年度	サル イノシシ シカ	・捕獲機材の導入を進める。 ・県と協力、連携しながら新規狩猟免許取得者の確保に努める。

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

サルについては、宮崎県第二種特定鳥獣管理計画（第二期）に基づき、集落もしくは農地によく出没し、農作物を採食する習性が強く、さらに行動域の森林に餌となる食物が十分に存在しないと考えられる群れについて、被害防除を試みてもなお被害が軽減できない場合は、できる限り加害個体を特定し、特定個体を捕獲するように努める。

また、①被害状況が甚大で人馴れ度が激しいこと、②被害防除と生息環境管理（集落・農地周辺）が徹底されていること、③隣接する群れの分布状況が把握されていること、④捕獲後のモニタリング体制が整っていること、の条件を満たす群れについて、被害防除を試みてもなお被害が軽減できない場合は、大型囲いわな等を活用した群れ全体捕獲を実施する。人とサルの棲み分けを図る上で、新しく被害が拡大している箇所についても、大型囲いわなや猟銃、わなでの捕獲を実施する。

イノシシに関しても、過去3か年の捕獲実績及び被害額をもとに、農林作物への被害額について3割減を目標とし、捕獲数を設定する。

シカについては、目撃情報があるため、被害の未然防止のため必要に応じて捕獲する。

カラスについては、過去の実績をもとに捕獲数を設定する。

カワウについては、被害未然防止のため必要に応じて捕獲する。

（注） 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サル	120 頭	120 頭	120 頭
イノシシ	160 頭	160 頭	160 頭
シカ	10 頭	10 頭	10 頭
カラス	110 羽	110 羽	110 羽
カワウ	1 羽	1 羽	1 羽

（注） 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

サル、イノシシについては、野生猿特別捕獲班及び有害鳥獣捕獲班の、捕獲技術向上に向けた研修会などにより担い手の育成を図り、銃器及びわなによる捕獲を実施する。

さらに、サルについては、群の大きさや、被害状況によって大型囲いわなを使用する。実施予定時期については、被害作物が、本市の主要作物である食用かんしょをはじめ、みかん等の果樹類、水稻等と広範囲にわたるため、1年中被害が発生している状況である。このため、被害発生箇所確認後、銃器による捕獲を実施するが、集落周辺についてはわななどを使用し、より効果的な捕獲を実施する。また、大型囲いわなについては、群の移動経路の変遷に伴い、既存の大型囲いわなを群の移動経路に設置し、効果的な捕獲を実施する。

カラスについては、サル・イノシシ等と比較して被害防止対策が難しいため、被害発生時に迅速に対応できるよう被害時期における有害鳥獣捕獲班の活動体制を整え、被害

の拡大防止に努める。

シカについては、侵入の監視強化に加え、捕獲技術の向上に向けた研修会及び銃器等による捕獲に努める。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サル イノシシ	複合柵 (WM柵+ 2,520 m 電気柵)	複合柵 (WM柵+ 3,000 m 電気柵)	電気柵 3,000 m
イノシシ	電気柵 2,830 m	電気柵 6,000 m	電気柵 3,000 m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	サル イノシシ シカ カラス カワウ	集落対策の推進：集落研修会の開催、被害調査の実施、追い払い活動の実施、 集落環境対策：放任果樹の除去、緩衝帯の整備 人材の育成：マイスター・地域リーダー等の育成
令和4年度	サル イノシシ シカ カラス カワウ	集落対策の推進：集落研修会の開催、被害調査の実施、追い払い活動の実施、 集落環境対策：放任果樹の除去、緩衝帯の整備 人材の育成：マイスター・地域リーダー等の育成
令和5年度	サル イノシシ シカ カラス カワウ	集落対策の推進：集落研修会の開催、被害調査の実施、追い払い活動の実施、 集落環境対策：放任果樹の除去、緩衝帯の整備 人材の育成：マイスター・地域リーダー等の育成

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
串間市役所	注意喚起、避難誘導、警戒線設置、鳥獣の誘導
宮崎県	注意喚起、避難誘導、警戒線設置、鳥獣の誘導
串間警察署	避難誘導、警戒線設置
串間市猟友会	鳥獣の誘導、鳥獣の捕獲

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

住民から通報を受けた機関は、市役所へ連絡する。市役所は、その他関係機関へ連絡を行う。
--

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲班において捕獲した有害鳥獣については、捕獲現場で埋設処分（自家消費を除く）をする。

（注） 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋没等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

串間市には現時点（令和2年1月末）で食品衛生法に基づく食肉加工処理施設がないため、自家消費を除き食品として流通させることはできない。

（注） 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

（1）協議会に関する事項

協議会の名称	串間市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役 割
串間市役所	協議会事務、地域における指導
串間市猟友会	有害鳥獣の捕獲
J A はまゆう、J A 串間市大東	有害鳥獣被害調査、被害防止対策の指導、事業要望取りまとめ、作物の営農指導
宮崎県南那珂農林振興局	有害鳥獣被害に関する情報収集、技術指導、林業・農業改良普及活動

（注） 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

（2）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
宮崎県鳥獣被害対策特命チーム	県施策の方向性の決定、鳥獣被害対策の推進
宮崎県環境森林部	被害対策普及啓発、捕獲対策、森林対策、環境対策
宮崎県農政水産部	農作物被害対策普及啓発、人材育成
南那珂地域鳥獣被害対策特命チーム	鳥獣被害対策の調整・支援、被害対策、捕獲対策、生息環境対策

（注） 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置日：平成24年9月18日

実施隊構成：有害鳥獣による被害を担当する市職員 25 名

活動内容：対象鳥獣の捕獲等、被害防止のための防護柵の設置や助言
被害の状況や鳥獣の出没状況等の調査

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

各農協と連携した被害防止にかかる電気柵等の設置や集落点検活動など

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

隣接する日南市、都城市、鹿児島県志布志市と被害対策、被害状況については情報交換を行い、必要に応じて合同による研修会や対策会議を開催する。

また、宮崎県の鳥獣被害対策に関する人材育成研修「鳥獣被害対策マイスター認定研修」を活用し、集落環境対策、適正な防護柵設置等の技術向上を目指す。

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。